



平野 広行 議員 無会派

問 スクラップヤード条例の制定は

答 国の動向を注視し取り組む

○再生資源物の屋外保管を取り締まる条例（スクラップヤード条例）の制定について、以下を問う。

問 スクラップヤード条例の認識は。

答 **（市民生活部長）** 再生資源物の屋外での堆積や保管を規制し、その遵守を義務付ける条例と認識。

問 屋外保管をしているヤード数は。

答 把握していない。

問 条例制定の目的は。

答 住民の生活安全の確保及び生活環境の保全を目的。

問 条例は許可制か届出制のどちらがよいか。

答 実情に適した実効性の確保の観点から制度を十分検討。

問 再生資源物の用語定義は。

答 様々な規定があり、統一した定義はない。

問 屋外保管の用語定義は。

答 「業として再生資源物の取引を行うため、建物の外において、再生資源物を保管することをいう」と規定。

問 地元説明会は。

答 地元と事業者との合意形成は必要。

問 事前協議は。

答 「事業予定者は事業計画を作成し、あらかじめ行政機関と協議しなければならない」と規定。

問 本市の責務は。

答 「屋外保管が適正に行われるよう関係機関と連携し、必要な措置を講ずる」と認識。

問 事業所への立ち入り検査は。

答 条例に定められている保管基準が適正に守られていない事案が発生した場合に、その都度立ち入り検査を行うものと認識。

問 条例違反の罰則は。

答 先進事例を参考にどのような規定であれば、十分効果があるか慎重に研究。

問 スクラップヤード条例の制定と生活環境悪化の認識は。

答 **（市長）** 国の動きを注視しつつ、どのような対策が有効か、蟹江警察署などと情報交換会で情報共有し、慎重に取り組む。市民の生活環境の保全は重要である。



▲市内のスクラップヤード